

# 人権

## 人権尊重

2-24,407-1,408-1,409-1,410-1

### 基本的な考え方・方針

ユニ・チャームでは、創業当初より経営方針に「人間尊重」を掲げ、適切な人権への対応に努めてきました。しかしながら、世界にはさまざまな人権問題があり、グローバルにビジネスを展開する当社には「国際的な人権基準」に基づく取り組みが欠かせないと判断し、「世界人権宣言」(1948年、国連総会にて採択)と方向性を同じくする「ユニ・チャームグループ人権方針」を2017年度に制定し、全ての事業活動を通じて人権尊重の実践に努めることを明示しています。また「ユニ・チャームグループ行動憲章」に人権方針を収録し、全グループ社員に周知徹底しています。

当社は、事業を展開する国・地域における経済的な貢献を第一に、現地法人による経営を推進し、生産・販売などで積極的に現地の雇用を創出するとともに、「地産地消」を旨とした原材料調達に取り組んでいます。この一環として、全てのサプライヤーと公平で公正な関係を保つことを目的に、2009年度に「ユニ・チャームグループCSR調達ガイドライン」(2017年度に「調達基本方針」へ昇格)を、2017年度には「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」を制定し、運用しています。

本方針は、当社で働く全ての役員と社員に対して適用されます。また、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対しても、本方針の支持と遵守を働きかけ、協働して人権への取り組みを進められるよう促しています。これらの取り組みを通じて、強制労働や児童労働を排除し、子どもの権利の尊重をはじめ

め、国籍・人種・宗教・性別・性的指向・年齢・家系・障がいなどによる一切の差別の禁止、自由に結社などを行う権利や

団体交渉の権利を保障すること、過度の労働時間を削減し、最低賃金に対する権利に配慮することなどを確認しています。

### ▶ ユニ・チャームグループ人権方針

2-23

ユニ・チャームグループは、企業理念「NOLA & DOLA」に「赤ちゃんからお年寄りまで、生活者がさまざまな負担から解放されるよう、心と体をやさしくサポートする商品を提供し、一人ひとりの夢を叶えたい」という想いを込めており、全ての人と与えられた基本的権利である人権が尊重される社会の実現を支援していきます。またその前提として、当社は人権尊重の責任を果たす努力をして参ります。

#### 1.位置づけ

ユニ・チャームグループは、「国際人権章典」(世界人権宣言と国際人権規約)、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」,国連グローバル・コンパクトの10原則、および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、ユニ・チャームグループ人権方針(以下、本方針)を定め、社員を含むすべてのステークホルダーの人権尊重に向けた取り組みを推進していきます。本方針は、企業理念、ユニ・チャームグループ行動憲章(The Unicharm Way)と補完関係にあり、当該行動憲章の人権に係る事項についてユニ・チャームグループがどのように取り組んでいくかを明確にするものです。

#### 2.適用範囲

本方針は、ユニ・チャームグループで働くすべての役員と社員に対し適用されます。また、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対しても、本方針を支持し、遵守して頂くことを期待して働きかけ、協働して人権尊重への取り組みを推進していきます。

#### 3.人権尊重の責任遂行

ユニ・チャームグループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。なお、ユニ・チャームグループが直接人権への負の影響を助長していない場合でも、ビジネスパートナーやサプライヤーにおいて人権への負の影響が引き起こされている場合には、適切な対応をとるよう促します。

#### 適用法令の遵守

ユニ・チャームグループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。但し、各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

#### 人権デュー・ディリジェンス

ユニ・チャームグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

#### 救済

ユニ・チャームグループは、直接的または間接的に、人権に対する負の影響を引き起こすようなことがあった場合、対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

#### 教育

ユニ・チャームグループは、本方針が社内外に浸透し効果的に実行されるよう適切な教育を行います。

#### 対話・協議

ユニ・チャームグループは、本方針の一連の取り組みにおいて、ユニ・チャームグループの事業の影響を受ける人びとの有意義な協議を、誠意をもって行います。

#### 報告

ユニ・チャームグループは、人権に関する取り組みについてウェブサイト等で報告します。

制定年月日2017年10月25日

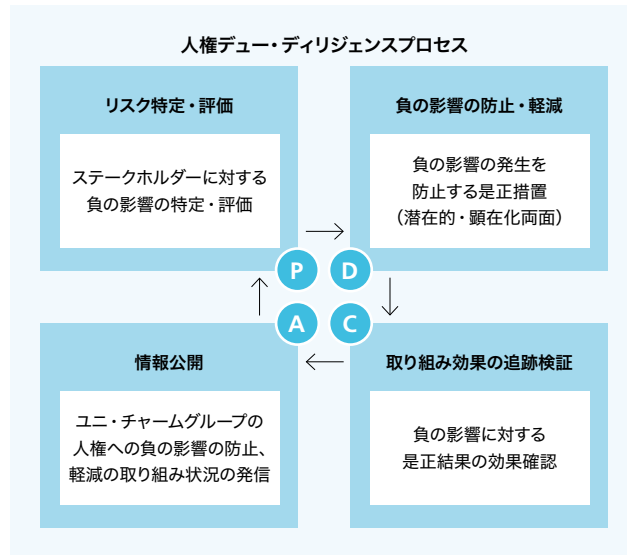
改定年月日2021年2月10日

ユニ・チャーム株式会社

代表取締役 社長執行役員 高原 豪久

▶ 人権デュー・ディリジェンスのプロセス

ユニ・チャームグループ人権方針



子どもの権利の尊重

当社は、「ユニ・チャームグループ行動憲章」において、児童労働を一切認めない旨を定めています。サプライヤー向けには、「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」において、最低就業年齢に満たない児童を就労させないことを定めており、サプライチェーン上における児童労働を禁止しています。また、商品やサービスを通じて、育児生活の向上や、子育てと仕事を両立するための環境づくりへの貢献、次世代を担う子どもたちへの情報発信に取り組んでいます。

2021年12月には、東京都が取り組む社会全体で子どもを大切に作る気運を醸成する「こどもスマイルムーブメント」にも参画しました。

- P.104 ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン
- P.102 児童労働・強制労働の禁止
- P.074 紙おむつのサブスクリプションモデル「手ぶら登園」

**こども家庭庁の「こどもまんなか応援サポーター」に参加**

当社は2023年7月に、子どもたちのために何が最もよいことを常に考え、子どもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同しました。「こどもまんなか応援サポーター」は、今日からできる身近な「こどもまんなか」なアクションの内容を、ハッシュタグ「#こどもまんなかやってみた」をつけてSNSで発信する取り組みです。

「Myじんけん宣言」に署名

当社は、2021年度に法務省人権擁護局が推進する「Myじんけん宣言」に署名しました。これは、企業、団体および個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言し、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取り組みです。当社は、創業当初から経営方針に「人間尊重」を掲げ、社員の多様性、主体性と独創性が発揮できる環境の実現に努めています。

**ユニ・チャームグループ「Myじんけん宣言」**

「ユニ・チャームグループ人権方針」に基づき、「共生社会 (Social Inclusion)」を実現します!

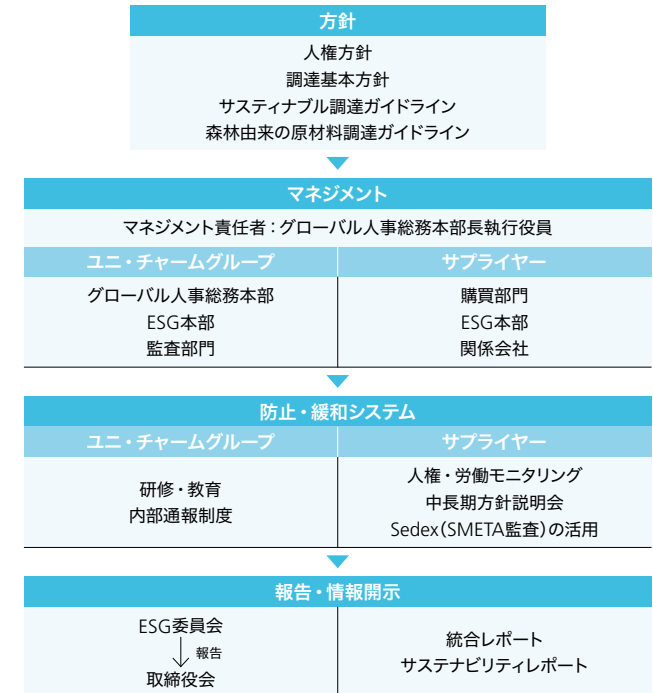
ユニ・チャームグループは、全ての人と与えられた基本的な権利である人権が尊重される社会の実現を支援していきます。全ての人々が自立し、互いに助けあうことで、自分らしく暮らし続けられる「共生社会」の実現をめざします。

マネジメント体制

人権の問題はさまざまな部門が関わる必要があるため、執行役員以上の職責にあるグローバル人事総務本部長を人権責任者として、グローバル人事総務本部とESG本部が中心となり、購買や監査などを担う関連部門、国内外の関係会社と連携して取り組みを進め、ESG委員会で報告しています。サプライヤーにおける人権への取り組みに関しては、購買部門を中心として「調達基本方針」と「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」をサプライヤーへ配布し、遵守していただくことを働きかけています。

- P.009 サステナビリティ推進体制
- P.105 サプライチェーンマネジメント>マネジメント体制

▶ 人権の取り組みの全体像



## 指標と目標

### ▶ Kyo-sei Life Vision 2030「ユニ・チャーム プリンシプル」

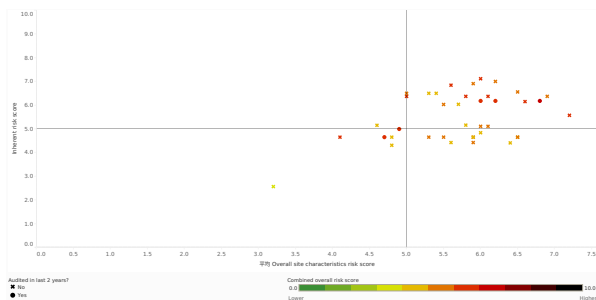
指標	2021年度 実績	2022年度 実績	2023年度 実績	毎年度の 目標
バリューチェーンにおける重大な人権違反の発生件数。	発生ゼロ	1件 (是正済)	1件 (是正済)	発生ゼロ

## 取り組み・実績

### ユニ・チャームグループの工場の人権リスク評価

2023年度は、Sedex\*1のツールを用いてリスクスコアを算出しています。スコアには、工場の所在国・地域や業態に基づいて算出されるスコア「Inherent Risk Score」と、SAQ(Self-Assessment Questionnaire/自己評価アンケート)の回答に基づいて算出されるスコア「Site Characteristic Risk Score」があります。これらを参考に、リスクの高い工場については、より詳細な分析を行うなど、リスク軽減策の立案に活用しています。

### ▶ ユニ・チャームグループの工場のリスクスコア



(労働基準と、健康と安全に関するリスクスコアの単純平均をプロットしています。)

\*1 責任ある調達を推進するグローバルな会員組織。労働基準、健康と安全、環境、ビジネス倫理に関するサプライチェーンのデータを共有する世界最大のプラットフォームなど、責任あるビジネスとサプライチェーンを構築するためのテクノロジーと知見を企業に提供しており、世界180の国と地域、85,000以上の企業会員が、サプライチェーン・リスクの管理、法令等の遵守、インパクトの測定と開示にSedexのソリューションを利用

### サプライヤーの工場の人権リスク評価

P.105 サプライヤーの工場の人権リスク評価

### ユニ・チャームグループの工場に対する監査

定期的に外部監査会社による当社の工場に対するソーシャル・コンプライアンス監査を実施することによって、リスク除去・軽減策の効果検証を行うとともに、発見された問題に対する改善を行っています。具体的には、Sedexの監査スキームであるSMETA(Sedex Members Ethical Trade Audit)監査\*2を活用しており、指摘事項はESG本部が取りまとめ、社内で共有しています。他の工場で受けた指摘事項を確認し、それぞれの工場が点検と見直しに取り組むことで人権問題の回避・予防につなげています。

\*2 Sedexによって開発された社会監査の手法で、事業所やサプライヤーを評価し、労働基準、健康と安全、環境、ビジネス倫理の観点からサプライチェーンの労働環境を把握することが可能

### ▶ ユニ・チャームグループの監査件数と評価

年度	監査件数 (件)	指摘件数(件)				
		Business Critical	Critical	Major	Minor	合計
2021	1	0	0	0	1	1
2022	6	0	13	86	36	135
2023	4	0	10	19	14	43

### サプライヤーの工場に対する監査

P.106 サプライヤーのモニタリング

### KPIの設定と情報収集

2021年度に、SAQ自己評価アンケートへの回答時に各工場の欠勤率、離職率などのKPIに関する情報をESG本部へ集め、モニタリングできる体制を整備しました。2023年度は、これらの情報を活用して効果検証を進めました。

### ユニ・チャームグループの社員に対する人権教育

社員一人ひとりが人権に関する正しい知識を身につけ、人権リスクを防止するために、社員に対する教育・研修を行っています。「ユニ・チャームグループ人権方針」制定後の2018年度に、全社員を対象にeラーニングを3回に分けて実施し、世界における人権尊重の重要性の理解・浸透を図りました。2021年度の「ユニ・チャームグループ行動憲章」改訂時には、全社員で読み合わせを実施しました。

また、新入社員研修や役割別研修、新任育成責任者研修などを通じて、人権方針について学び、理解を深める研修を継続しています。役割別研修では、職場で発生しやすいハラスメント等について学び、併せて人権問題が発生した場合の対応策などについて学ぶカリキュラムとしています。

2023年度は、ユニ・チャーム株式会社の全社員を対象とした「アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)勉強会」を実施しました。実際の職場で起こりがちな事例への対応について、スクラム単位で検討を行い、アンコンシャスバイアスについて理解を図りました。

P.092 ダイバーシティ&インクルージョン

P.130 ハラスメントの防止

## 人権に関する相談・通報窓口の設置

法令違反、社内規程違反、贈収賄などの腐敗行為や重大な企業倫理違反に関して相談・通報する窓口として「Compliance Hotline」を、社内のハラスメント行為や人間関係等の職場の人権問題に対する相談・通報窓口として「りりりんDial」を設置しています。原則として、当社および子会社・関係会社に在籍する全ての役員および社員\*1が利用でき、匿名での相談・通報も可としています。2023年度は、上記窓口に通報された中で、人権侵害に該当する深刻な問題はありませんでした。

\*1 契約社員・パートタイマー・アルバイト・派遣社員・出向者等を含み、退職後1年以内の退職者も対象

P.129 内部通報制度

## サプライヤーに対する人権教育

2023年10月に「ユニ・チャーム中長期方針説明会」を開催し、サプライヤーに対して、「ユニ・チャームグループ人権方針」や「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」を再周知し、その遵守に対する理解を求めました。また、Sedexの進捗状況を共有するとともに、入会および当社とのリレーションシップ締結、SAQの回答に関して協力を依頼しました。

オーストラリアの現地法人では、サプライチェーン全体における人権教育として、資材のサプライヤーやサプライチェーンの下流にある流通や小売業などを中心に、「現代奴隷\*2」のリスクと対策に関するトレーニングや教育を実施しています。2023年度は5社の取引先に実施しました。

\*2 「現代奴隷 (Modern Slavery)」とは、人々が奴隷状態または隷属状態を強要される、拘束労働、強制労働、人身取引などの形態・行為

P.024 サプライヤーを対象とした「中長期方針説明会」の実施

### 【オーストラリア】 「Modern Slavery Statement 2022」

2023年7月にオーストラリアの現地法人Unicharm Australasia Pty Ltd. (以下、UCA)が発行した「Modern Slavery Statement 2022」(以下、報告書)には、サプライチェーンネットワーク内の現代奴隷に関わるリスクを特定するための構造、運営、監視フレームワークを記載しています。ユニ・チャームはグループとして、現代奴隷を緩和するだけでなく、人権に対して積極的な影響を与えるための政策と行動を拡大してきました。UCAでは、2022年度に一次、二次、三次のサプライヤーに対して継続的なトレーニングと教育を行い、活動する地域で人権に関するリーダーシップを発揮するための取り組みをさらに強化しました。また、グローバルな業界リーダーに2022年度に発行した報告書に対する建設的なレビューを求め、その結果、彼らから得た現代奴隷に対する取り組みの改善に関する有意義な助言を2023年度の報告書と行動計画に反映させました。



web Unicharm Australasia Pty Ltd.  
「Modern Slavery Statement 2022」  
<https://modernslaveryregister.gov.au/statements/13860/>

## 人権に関するステークホルダーエンゲージメント

人権の問題は幅広いステークホルダーに影響を与える可能性があるため、さまざまなエンゲージメントを高めています。

年度	取り組み	成果
2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能なサプライチェーン構築の拡充に向け、AB会員としてSedexに入会</li> <li>ビジネスと人権に関する海外の有識者と国内の企業や専門家も交えた「ビジネスと人権に関する国際会議in東京」(主催:経済人コー円卓会議日本委員会)に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Sedexのプラットフォームを活用した人権尊重と労働環境の改善活動の強化</li> <li>グローバルトレンドおよびビジネスと人権の喫緊の課題を把握し、実践企業の取り組みなどから人権侵害の予防・対処情報を入手</li> </ul>
2021	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ビジネスと人権に関する国際会議in東京」(主催:経済人コー円卓会議日本委員会、人権ビジネス研究所)に参加</li> <li>Sedex「日豪協働カンファレンス2021」に参加</li> <li>Sedexコミュニティイベント(SAQ・監査・性別データの活用、間接材・サービスサプライヤーへの対応等をテーマに多数開催)に定期的に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな業種の企業の他、政府当局、NPO、国際機関、弁護士、人権デュー・ディリジェンスに関連するサービスプロバイダーなどから多様な意見・情報を入力し、当社で優先的に取り組むべきテーマや具体的な推進方法に関する意思決定に活用</li> </ul>
2022	<ul style="list-style-type: none"> <li>UNDP (United Nations Development Programme / 国連開発計画)主催の「ビジネスと人権 / 人権デュー・ディリジェンス」に参加</li> <li>グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの各分科会に参加</li> <li>ESG委員会で人権リスク分析について討議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界および日本の最新情報や、他社の取り組み事例などを収集。自社のリスク分析を実施し、ESG委員会で経営陣の意思決定の検討</li> </ul>
2023	<ul style="list-style-type: none"> <li>UNDP主催の「ビジネスと人権アカデミー参加者向けセミナー / 人権DDダイアログ」に参加</li> <li>グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの各分科会に参加</li> <li>Sedex「化粧品&amp;日用品業界のバイヤー会員Sedexワーキングチーム」に参加</li> <li>「ユニ・チャーム中長期方針説明会」でサプライヤー143社に人権方針を説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他業種の取り組み事例や有識者の意見・情報を収集し、自社の人権の取り組みの方向性の検討</li> </ul>